

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続きに関する条例(仮称)案の骨子」に対する意見募集結果

御意見提出件数 18項目/6名

項目	意見の趣旨	府の考え方
<p>条例案の趣旨全般について</p>	<p>地域振興のために寄附金が地域社会を循環することは重要なことだが、それだけでは府民の非営利活動支援のインセンティブを高めることにはつながらない。 この条例が寄附先のNPO法人の活動のためでなく、京都府民の寄附意志の支援と尊重のために設けられることを願う。</p>	<p>府民が主体となって行う公益的な活動に対して、府民が寄附を行うことで、その活動を支援することが大切だと考えており、御意見にありますように単に寄附先のNPO法人の活動のためだけではなく、府民の寄附意識の醸成を図る取組を進めていきます。</p>
	<p>条例の基本的な考え方の中に「社会的な課題の解決に取り組み・・・」とあるが、「新たな価値の創造」という考えも取り入れてほしい。</p>	<p>「新たな価値の創造」が何なのかを特定し、その価値が府民税の控除を行うのに相当するのかを判断する必要がある、「新たな価値の創造」を条例で規定することは難しいと考えております。そうしたことが社会的な課題の解決に資するものであれば、他の指定基準と併せ総合的に評価していきたいと考えております。</p>
<p>条例案の対象法人について</p>	<p>京都府民の寄附金控除は京都府内のNPO法人への寄附に限られるべきではない。</p>	<p>NPO法人が一定規模の公益活動を行うためには、活動の拠点となる事務所を設置し、その拠点を中心に住民の福祉の増進に寄与する活動が行われているものと考えられますので、京都府内のNPO法人への寄附を対象としたいと考えております(他の公益法人等と同様)。</p>
	<p>あらゆる社会サービスは地域を超えて循環するものであり、NPO法人のサービスも県境を越えて提供されているのだから、控除対象が地域活動NPO法人に限定されないよう検討をお願いしたい。</p>	<p>京都府外で事業をしている場合でも、府内の地域課題の解決にも資するものであれば寄附金の控除を受けることとなる制度設計にしていく予定です。</p>
<p>条例適合基準(全般)について</p>	<p>控除対象になるNPO法人の活動規模や実績などの基準は、認定NPO法人制度の基準に比べると緩和されているが、それでも要求する水準がやや高いのではないか。</p>	<p>条例案の要件・基準については、厳格化を求める御意見をいただく一方、要件を緩和すべきという御意見もいただいております。今回いただいた御意見をはじめ、有識者、NPO法人、市町村等からの御意見を参考としながら、寄附者が個人府民税の控除を受けるのにふさわしい法人への寄附金を条例で規定できるよう検討してきたところです。</p>
	<p>指定基準としては、「公益性」「公共性」に富んだ活動内容であるか否かの基準整備が不可欠であり、税控除を伴う優遇措置である以上は、それなりのハードルは設けられて然るべきである。</p>	
	<p>現行の手続きでは複雑すぎて、公認会計士等の専門職の手によらないと書類作成が難しい実情があることに矛盾を感じる。</p>	
<p>適合基準(情報公開)について</p>	<p>申出法人に関する情報が、インターネット上のみで適切に公開されているだけでは、府民・団体にとって十分ではないのではないか。 特定のポータルサイト等への掲載が条件となると、それに対応できない団体が対象から外れてしまうのではないか。</p>	<p>公開については、インターネットを見られない方にも考慮し、インターネット以外に当該NPO法人の事務所での開示によるなども想定しています。 特定のポータルサイトでの情報公開は条件にはしない予定です。しかし、情報を公開することはNPO法人にとどまらない時代の要請であり、そのための手段として即時性が高く利用者も多いインターネットによる公開を例示したものです。</p>
	<p>公開情報についてチェックする団体について、その機能の明確化とチェック団体に対するチェックも必要ではないか。</p>	<p>情報公開の内容の確認については、京都府が申請後に行うこととし、公開情報が適正であるかどうかを確認する団体は設けないこととしたいと考えております。</p>

適合基準 (公益的要件)について	<p>ボランティアスタッフ等の活動実績200時間の要件について、ボランティアスタッフの定義を明確化することが必要ではないか。団体によっては無給(無償)スタッフ=ボランティアと捉えているところもある。</p>	<p>本条例においては寄附金の代替としての無償の労力提供を扱うこととしていることから、無給(無償)のスタッフをボランティアスタッフと定義づけることを考えております。</p>
	<p>第三者が活動を評価する方法とあるが、その第三者とはどの団体が引き受けることになるのか、お聞きしたい。</p>	<p>特定非営利活動の評価を事業として行っており知事が定める団体、又は特定非営利活動に関する学識経験者が評価することを想定しています。</p>
	<p>第三者評価については公正かつ透明性のあることが必要だと思うがどのようにそれを担保するのか。</p>	<p>第三者の評価が恣意的でなく、公正かつ透明性のあることは重要であることから、評価するものの要件について条例で規定するとともに、当該NPO法人の役員の親族が役員である団体等からの評価は対象外とするよう規則で規定したいと考えております。</p>
	<p>公益的要件について、企業からの助成金を寄附実績に算入できるような制度設計をしたほうが、現実に即しているのではないか。</p>	<p>企業からの助成金については、反対給付を求めないでNPO法人に対して助成されるものについては、寄附金と同様の取扱になります。</p>
	<p>公益的要件の中にある「地域社会と関係を有しながら行われるものであること」というのは良いことと思います。NPO法人にとっては、活動地域の了解を得た上で地域の人と関わりながら活動していくことが大切であると思います。</p>	<p>地域社会に支持され、公益的な事業を行うNPO法人への寄附金が条例に規定されるよう手続を定めることとしております。</p>
その他	<p>市町村の寄附金控除と合わさった場合に、メリットが最大となるので、基礎自治体である市町村に条例制定を働きかけることが重要ではないか。その際市町村の独自基準も可だが、府との整合性・連動性があつたほうが望ましいのではないか。</p>	<p>本条例の制定については、府と同様、NPO法人の認証権限を有する京都市とは整合性を取りながら進めております。府内の他市町村についても事前の説明会等を行ってきており、条例制定後も引き続き各市町村に情報提供を行うこととしております。</p>
	<p>条例制定後、制度の浸透をはかるために啓蒙・啓発策を検討すべきではないか。</p>	<p>条例制定後に、本制度を活用いただくことが大切だと考えており、より多くの方に条例について知っていただき、活用いただけるよう啓発活動を展開することとしております。</p>
	<p>今後、寄附金控除の条例化がある程度進んだ段階で、国に対し、①地方住民税の寄附金控除率は各自治体の条例で制定できるようにする(自治体によっては寄附額にシフトした公共分野の醸成が期待できる)、②適用下限額2,000円の撤廃(寄附文化醸成のため)を求めるべきではないか。</p>	<p>条例の活用が進むなかで、本制度の進展に必要な事項については、国に要望していきたいと考えております。</p>
	<p>いったん条例指定をした後は、指定を受けた法人側はもちろん、寄附金控除を受ける寄附者側の処理も含めて可能な限り書類手続は簡素化すべき。こうした点は寄附行為の促進に不可欠だと思う。</p>	<p>手続の簡素化については、条例の活用の推進に必要なことと考えており、他の法令の関係で提出した書類は提出を求めないなど、できる限り簡素化に努めることとしております。</p>